

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、A県B市所在のC会社D事業所に雇用され、長年の間、粉じん作業に従事していた。

被災者は、労働基準局長（現：労働局長）からじん肺管理区分「管理3イ」、じん肺の合併症「続発性気管支炎」（要療養）と決定され、平成〇年〇月〇日を症状確認日として、療養を継続していたところ、平成〇年〇月〇日、自宅で倒れ、E病院に救急搬送され、開頭血腫除去術が施されたが、翌日、同病院で死亡した。

死亡診断書には、直接死因「急性硬膜下血腫」、その原因「不詳」、直接には死因に関係しないが傷病経過に影響を及ぼした傷病名等「じん肺」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上疾病である「じん肺症」によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、被災者の死亡とじん肺及びその合併症である続発性気管支炎(以下「じん肺等」という。)には相当因果関係がある旨主張している。

(2) 被災者のじん肺等の状態について、肺機能検査結果、F医師意見、G医師意見及び被災者の療養経過をみると、当審査会としても、決定書理由第2の2の(2)のアに説示のとおり、被災者のじん肺等の状態については、平成〇年頃から%肺活量が60%を下回るようになり、肺機能の低下は認められるものの、入院を要するほどではなく、一部介助を受けながらも自宅においてある程度独力で日常生活を送れる状態であったものと判断する。

(3) 被災者の死亡に至った原因について、H医師は、平成〇年〇月〇日付け死亡診断書において、直接死因は、「急性硬膜下血腫」、その原因は「不詳」、直接には死因に関係しないが直接死因とその原因の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等を「じん肺」とし、F医師は、同年〇月〇日付け意見書において、「珪肺症と急性硬膜下血腫に直接的な因果関係があると判断されます。」と述べている。

一方、I医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、じん肺等が直接死因である「急性硬膜下血腫」に及ぼした影響について、「家族が転倒したところを目撃した話によると、日常的に咳嗽がひどくあり、今回も咳嗽がひどくなり血中酸素濃度の低下のため、意識レベルの一過性の低下を招いた可能性は排

除できない。」と述べ、「急性硬膜下血腫」の発生機序について、「転倒の原因として無酸素の時間がある程度続いた場合、一過性の意識障害が起こりうる。つまりじん肺症による咳嗽が遠因となっている可能性がある。」と述べるものの、「頭部外傷の原因として、じん肺症が起こりうるという推察は成り立つが、実際に医師が転倒する場面を見たわけでないので、両疾患の因果関係を断定することは不可能である。」と述べている。また、G医師は、同年〇月〇日付け意見書において、「転倒と管理4相当のじん肺症との間に状況としての関連性はあるとしても直接死因は転倒による急性硬膜下血腫であり、じん肺症とは医学的因果関係が認められない」と述べている。

(4) 被災者のじん肺等の状態及び上記医師の意見を踏まえ、当審査会において本件一件記録を精査したが、決定書理由第2の2の(2)のエに説示のとおり、じん肺等と「急性硬膜下血腫」との間に相当因果関係は認められないものと判断する。したがって、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。